

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 労働者災害補償保険法施行規則の一部改正

一 介護補償給付、複数事業労働者介護給付及び介護給付の最低保障額の改正

1 常時介護に係る介護補償給付、複数事業労働者介護給付及び介護給付について、その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合であつて、親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるときに支給する当該月における額を、月額七万五千二百九十円（現行七万三千九十円）に改めるものとする。

2 随時介護に係る介護補償給付、複数事業労働者介護給付及び介護給付について、その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合であつて、親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるときに支給する当該月における額を、月額三万七千六百円（現行三万六千五百円）に改めるものとする。

3 その他所要の改正を行うこと。

二 年金証書の返納の廃止

1 年金証書の再交付を受けた受給権者は、その後において亡失した年金証書を発見したときは、遅滞なく、発見した年金証書を廃棄しなければならないものとする。

2 年金証書を交付された受給権者又はその遺族は、年金たる保険給付を受ける権利が消滅した場合には、遅滞なく、当該年金証書を廃棄しなければならないものとする。

三 労災就学援護費の支給対象とする者の拡大

1 労災就学援護費の支給の対象とする者として、公共職業能力開発施設に準ずる施設において実施する教育、訓練、研修、講習その他これらに類するもの（以下「教育訓練等」という。）として厚生労働省労働基準局長が定めるものを受ける者であつて、教育訓練等に要する費用の支給を必要とする状態にあるものを新たに追加するものとする。

2 1の新たに追加する者に係る労災就学援護費の額は、中学校を卒業した者等を対象とする教育訓練等を受ける者については対象者一人につき月額一万七千円、それ以外の教育訓練等を受ける者については対象者一人につき月額三万九千円とするものとする。

第二 労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成八年労働省令第六号）附則第六条の規

定によりなおその効力を有するものとされる同令第三条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部改正

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症について労働者災害補償保険法の規定による療養補償給付を受けている者であつて常時介護を必要とするものに支給する介護料の額を、介護の程度に応じて月額七万五千二百九十円、五万六千四百九十円又は三万七千六百円（現行七万三千九十円、五万四千七百九十円又は三万六千五百円）とするものとする。

第三 厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部改正

一 特別遺族年金証書の再交付を受けた受給権者は、その後において亡失した特別遺族年金証書を発見したときは、遅滞なく、発見した特別遺族年金証書を廃棄しなければならないものとする。

二 特別遺族年金証書を交付された受給権者又はその遺族は、特別遺族年金を受ける権利が消滅した場合には、遅滞なく、当該特別遺族年金証書を廃棄しなければならないものとする。

第四 その他

その他所要の規定の整備等を行うこと。

第五 施行期日等

- 一 この省令は、令和四年四月一日から施行すること等とすること。
- 二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。